

## 〔事例〕

## (1) 児童自立支援施設入所児童の起こした窃盗事例

江野尻 正明

## 〔キーワード〕

児童自立支援施設の位置付け、未成年者への損害賠償請求権の構成

## 〔事例の内容〕

甲県児童自立支援施設乙学園に入所中のA（一五歳）は乙学園から無断で外出し、近隣の民家にあつたB所有の自動二輪車に乗り走行中、近くの横断歩道でC（八歳）に接触転倒させ、同人に全治二週間の怪我をさせた。

Aは同室のDに、常々乙学園のEから暴行を受けるので機会があれば脱走して隣県に住む祖母Fの家に逃げると言っていた。

Aの父親は既に死亡しており、母親Gは再婚していてAの入所後面会に来たことはない。なお、Aは今から二年前まで祖母Fと住んでいたが、万引きの非行事実があつて、家庭裁判所の審判の結果、乙学園へ入所したのである。

以上の事例における法律関係を全体的に考察し、B、Cそれぞれの被害救済方法を考えよう。

## 〔本事例の検討〕

一、本件ではBが自動二輪車の窃盗の被害を、Cが全治二週間の傷害を負う被害をそれぞれ受けている。これらはいずれもAの不法行為によるものである。したがって、B及びCはそれぞれ、Aに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することになる（民法七〇九条）。

ところが、民法七一二条は未成年者について「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったとき」は責任無能力者として免責し、同法七一四条はその場合、「その責任能力者を監督する法定の義務を負う者」に賠償責任を課している。

そこで、Aが同法七一二条の責任無能力者に当たるか否かが問題となるところ、判例では一二歳前後の未成年者についてその判断が分かれている。しかしながら、Aは一五歳であること及び万引きの非行事実について家庭裁判所の審判を受けて乙学園に入所していることに照らすと、同条の責任無能力者には該当しない。

従って、B及びCは、Aに対して、それぞれ損害賠償請求をなし得る。

二、ところが、Aに十分な資力があるとはうかがえず、B及びCは、Aに対する損害賠償請求が認められても、現実の被害回復を図ることは困難であると推察される。

そこで、B及びCの損害は、いずれもAが入所していた乙学園から無断外出をしている際に生じたものであることに鑑みて、B及びCがC学園またはこれを設置した甲県にその損害賠償を求めることが出来ないか、乙学園及び甲県の法的関係が問題となる。

(一) まず、乙学園は児童自立支援施設であることから、児童自立支援施設の法的性質を検討する。

児童自立支援施設は児童福祉法四四四条に基づく施設であり、不良行為をなした児童や家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援することなどを目的とする施設である。そして、同法四七条三項により児童自立支援施設の長は入所中の児童で親権を行う者があ

る者についても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとる権限を有する。これを、乙学園についてみると、Aは、父親が死亡している一方で母Gが存することから、Gが親権者であるところ、乙学園の長はAに対する監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとる権限を有しており、また、Aの福祉を考えれば、それらの措置を執る必要がある。

(二) 次に、乙学園を設置した甲県の法的位置づけが問題となるところ、甲県は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（児童福祉法二条）のであるから、甲県は乙学園設置者として、その入所者Aの健全育成に責任を負っている。

特に、Aは万引きの非行事実により家庭裁判所の審判を受けて乙学園に入所したのであるから、甲県は、Aに対し、乙学園を通じて自立を支援し、非行を行うことがないように指導する責務（児童福祉法四四四条、四五条一項、三項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準八四条一項参照）を負っている。

三、以上を踏まえて、B及びCが、乙学園ないし甲県に損害賠償請求が出来るか否かを検討する。

民法七二四条は、責任無能力者の監督義務者等（以下「監督義務者」という）の不法行為責任を定めものであり、監督義務者が損害賠償責任を負う要件として、責任無能力者の行為であることが求められる。なお、同条の監督義務者とは法定の監督義務者の他、代理監督義務者を含む（同条二項）のであり、乙学園の長が代理監督義務者にあ

たる。

しかしながら、本問のように、責任無能力者ではない未成年者が不法行為で他人に損害を与えた場合、被害者が損害賠償請求をなし得る相手が未成年者のみと解すると、未成年者は多くの場合は無資力であることから、被害者は現実にはその損害を補償されないこととなり、被害者保護に欠ける。

そこで、最高裁判例<sup>(1)</sup>にあるように、同条については、未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者について民法七〇九条に基づく不法行為が成立し、「民法七一四条の規定が」その「解釈の妨げとなるものではない」とされている。

よって、B及びCは、Aの監督義務者に対して、監督義務違反があったこと及びそれぞれの被害との間に相当因果関係があることを主張・立証すれば、民法七〇九条による損害賠償請求をなし得る。

四、そこで、本問で具体的に、Aの監督義務者が誰であるか、その監督義務はどのような内容であったか、Aが乙学園を無断外出したことがその監督義務に反したと言えるか、その後生じたB及びCの損害との間に相当因果関係があるか否かの検討が必要となる。

(一) まず、Aの監督義務者が、乙学園の長であることは、既に論じたとおりである。

(二) では、乙学園の長は、Aに対して、どのような監督義務を負っていたのであろうか、その内容を検討する。

Aは万引きの非行事実で家庭裁判所の審判を受けたことが乙学園に入所する直接の契機であるものの、母親Gは親権者としてAを十分に養育していた形跡がなく、Aはその祖母Fと生活していた。家庭裁判所での審判

ではこれらの事情も考慮されているはずであることからすると、乙学園の長は、Aに対し、十分な生活指導をする必要があった（児童福祉法四四条、四七条三項）。

また、乙学園の設置者たる甲県は、児童福祉法四五条に基づく条例を通じて、乙学園の設備及び運営についての責任を負っており、具体的には、乙学園が児童福祉法、同法四五条一項に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「児童福祉施設基準」という）及び児童福祉法四五条に基づく条例の基準（例えば、児童福祉施設基準九条の二及び九条の三）の遵守義務を果たしているか否かを監督する義務があった。

しかしながら、AはEがAに対して常々暴力をふるうことを理由に乙学園を無断外出したのであるから、乙学園の長は上述の児童福祉法四四条の三、四五条一項、三項及び四七条二項並びに児童福祉施設基準九条の二及び九条の三）の義務に反し、Aが乙学園で暴力を受けないで安心して生活する権利（憲法一三条）を保障していなかったことになる。そしてこれは、甲県が監督責任を果たしていなかったことを意味する。

(三) この点、Aに常々暴力をふるっていたEがどのような立場のものであるかにより、乙学園の長の監督責任の軽重に差異が生じるので、場合を分けて論じる。

ア Eが乙学園の職員である場合

児童自立支援施設の職員は、同施設の長が、同施設の入所者らが安心して生活をする環境を整える義務を履行する際の履行補助者である。同施設の長は、同施設の職員に対して指揮・命令権を有するから、同施設の職員が入所者に暴力をふるうという違法な行為を未然に防ぎ、あるいは早期に把握し、是正する職務上の義務を有する。

したがって、この場合、乙学園の長は、Eに対し自らの職務を適切に遂行する際の履行義務者として監督す

る地位にあるにもかかわらず、これを怠ったことよって、Aが安心して生活する権利を侵害したこととなるから、Aに対する監督責任の懈怠について非難される要因が大きい。

イ Eが乙学園の入所者である場合

EもA同様、児童自立支援施設の入所者として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童である（児童福祉法四四条）であることは明かである。児童自立支援施設内においては、不良行為に関し、あるいは何らかの生活指導等を要する児童らが集団生活をしているのであるから、同年代の児童が集まる中学校等と比して、入所児童間で暴力行為等が発生する蓋然性が高いことは、明かである。そうすると、児童自立支援施設の長は、当該児童自立支援施設内において、入所児童間での暴力、特に恒常的暴力がふるわれ、入所児童が安心して生活できないことのないよう注意する義務を有する。

したがって、この場合、乙学園の長は、EがAに恒常的に暴力をふるう事態を把握し、これを防止することよってAが安心して生活する権利を保障することになるから、これを怠っていたことで監督義務違反があると言える。

(四) B及びCは、乙学園の長に対して損害賠償請求をするには、上述の乙学園の長のAに対する監督義務違反と、Aの行為によつて生じた結果たるそれぞれの損害との間に、それぞれ相当因果関係があることを主張・立証する必要がある。この点、本問に現れているAの非行の内容は万引きのみであるから、乙学園の長が、乙学園を無断外出したAが自動二輪車を窃取し、これを運転し、更に交通事故を発生させることまで、監督義務違反から生じる損害として予測可能であったとは、条文の文言上は困難であるといえる。しかしながら、この点、被

害者保護を重視する最高裁判例があることは上述の通りであり、裁判においては、B及びCの乙学園の長に対する損害賠償請求が認容される可能性は高い。

(五)ところで、乙学園の長は、甲県の公務員であることから、B及びCが損害賠償請求を行う相手は、乙学園の長ではなく、甲県となる(国家賠償法一条一項)。

五、では、甲県は、どの範囲の損害について賠償責任を負うのであろうか。まず、B及びC、それぞれの損害を確定し、それぞれの損害と乙学園の長の監督義務違反との間の相当因果関係についての検討が必要となる。

(一) Bの損害<sup>(2)</sup>

Bはその所有する自動二輪車が盗難に遭ったのであるから、当該自動二輪車の時価相当額または修繕費相当額が損害である。

(二) Cの損害

CはAの運転する自動二輪車と横断歩道上で接触転倒して全治二週間の傷害を負った。<sup>(3)</sup>したがって、Cの損害には、治療費、通院付添費、<sup>(4)</sup>通院交通費、付添人交通費などの積極損害が含まれる。<sup>(5)</sup>他方で、Cは小学生であるから消極損害たる治療期間の逸失利益は存しない。しかしながら、通院慰謝料は認められる。

よって、Cについては、上述の積極損害及び通院慰謝料が損害となる。

(三)では、B及びCの損害と乙学園の長の監督義務違反との相当因果関係は認められるであろうか。

判例は、一五歳の少年に強盗目的で殺害された遺族がその少年の両親に対して民法七〇九条に基づく監督義務違反を理由に損害賠償責任を追及した事案で、この両親の監督義務違反と損害との間の相当因果関係を認め

ている。責任無能力者には該当しない未成年者の不法行為についての監督義務違反と損害との間の相当因果関係については、民法七一四条の趣旨も勘案して、被害者保護のために、同条と同様に監督責任者の側が相当因果関係がないことを主張・立証するのは極めて困難であるといわざるを得ない。

よって、B及びCの損害と乙学園の長の監督義務違反との相当因果関係は認められるものと考えられる。<sup>(6)</sup>

#### (四) 小括

以上の次第で、B及びCは甲県に対して国家賠償法一条一項に基づき、損害賠償請求をなし得る。

六、他方、B及びCは、EがAに常々暴行を加え、Aが乙学園を無断外出し、B及びCに損害を与える直接の原因を作ったのであるから、Eに対する損害賠償請求もなし得るであろうか。Eの立場による場合分けをして検討する。

#### (一) Eが乙学園の職員である場合

この場合、Eは甲県の公務員であるから、B及びCのEに対する損害賠償請求は国家賠償法一条一項によることとなり、E個人に対する損害賠償請求は甲県に対する損害賠償請求に包摂されることとなる。この点、公務員個人は被害者に直接損害賠償責任を負わないとするのが判例として確立されているところから、B及びCはE個人に対する損害賠償責任を追及することは出来ない。

#### (二) Eが乙学園の入所者である場合

この場合、EはAに対し常々暴行を加えていたことから、Aと同年齢または年長の未成年者と考えられる。すると、上述したA自身と同様、乙学園の長の監督責任の問題となり、B及びCの損害賠償請求の相手方は甲県となり、E個人に対する損害賠償請求権を別途論じる実益はない。

七、B及びCのFに対する損害賠償請求は可能であろうか。

この点、FはAと二年前まで同居していたとはいえ、その同居中にAが万引きをして家庭裁判所の審判を受けて乙学園に入所したのであるから、本件の時点でFはAに対する監督責任を果たすことは現実的には不可能な状況であった。Aは乙学園を無断外出して、Fの家に向かう途上でB及びCに対する損害を与えたのであるから、未だFの監督下に入る前であると認められる。

よって、本件についてFの監督責任を認める余地はない。

八、B及びCのGに対する損害賠償請求は可能であろうか。

GはAの親権者であるから民法七二四条にいう責任無能力者の法定の監督義務を負う(民法八二〇条)点で、Fに比してより監督責任を問われる立場にあるとも考えられる。<sup>(8)</sup>したがって、B及びCはFに対して、民法七〇九条に基づく損害賠償を請求しうる。<sup>(9)</sup>

この場合、甲県の責任とFの責任が問題となるところ、甲県は民法七二四条二項にいう代理監督者であるところ、代理監督者と法定の監督義務者との責任は併存可能であり、その両者の損害賠償債務は不真正連帯債務となる。<sup>(10)</sup>

## 九、結論

以上の次第で、B及びCは、甲県及びGに対し、国家賠償法一条一項及び民法七〇九条に基づき、損害賠償を求

めることによりその被害救済がなされる。

以上

「もっと論点を深めるために」

本文は B 及び C の被害救済の観点から論じているところ、そもそも、児童自立支援施設は開放処遇を実施しているであり、児童自立支援施設である乙学園に A の無断外出について責任を問うこと自体の是非を考える必要がある。児童福祉法二条の児童育成の責任や同法四四条の児童自立支援施設の目的等が甲県や乙学園の民事上の損害賠償責任の根拠なるか否かについての検討がさらに必要であろう。

G は、A について、養育放棄をしているとも評される状態であり、親権者として現実に A を監督していなかった。このことは、民法七一四条一項但書の適用との関係でどのように評価されるであろうか。

注

- (1) 最判昭和四九年三月二日。なお、最判平成一八年二月二四日。
- (2) 注(1) 参照。
- (3) C が八歳であること、横断歩道上の事故であることから、C の過失はなかつたものとする。
- (4) 入院はなかつたものとする。また、C の年齢からして通院付添費は当然に認められると考える。
- (5) 怪我の程度からして後遺障害はないものとする。
- (6) 理論的な整合性には疑問あり。注(1) 参照。
- (7) 最判昭和三〇年四月一九日。
- (8) 最判昭和四九年三月二日からするとこう考えやすい。
- (9) 最判平成一八年二月二四日に照らすと、否定的な結論となろうか。同判例からすると E の年齢も大きな要素となろう。
- (10) 通説・判例。